

令和5年度
柳井市財政健全化審査意見書

令和5年度
柳井市経営健全化審査意見書

柳 井 市 監 査 委 員

令和5年度 柳井市財政健全化審査意見書

1	審査の対象	7
2	審査の期間	7
3	審査の実施内容及び着眼点	7
4	審査の結果	7
	(1) 総合意見	7
	(2) 個別意見	7
	① 実質赤字比率について	7
	② 連結実質赤字比率について	7
	③ 実質公債費比率について	8
	④ 将来負担比率について	8

令和5年度 柳井市経営健全化審査意見書

◎柳井市公営企業会計（水道事業）経営健全化審査意見書

1	審査の対象	11
2	審査の期間	11
3	審査の実施内容及び着眼点	11
4	審査の結果	11
	(1) 総合意見	11
	(2) 個別意見	11

◎柳井市公営企業会計（下水道事業）経営健全化審査意見書

1	審査の対象	12
2	審査の期間	12
3	審査の実施内容及び着眼点	12
4	審査の結果	12
	(1) 総合意見	12
	(2) 個別意見	12

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された健全化比率について、財政健全化審査を実施したので、次のとおり意見を述べる。

令和6年9月25日

柳井市監査委員 原 澤 源 一

柳井市監査委員 藤 沢 宏 司

令和5年度 柳井市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

令和5年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年8月21日から令和6年9月13日まで

3 審査の実施内容及び着眼点

審査に当たっては、柳井市監査委員監査基準に準拠し、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを着眼点として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率は、下表のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和5年度決算	令和4年度決算	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	13.33
連結実質赤字比率	—	—	18.33
実質公債費比率	8.5	8.7	25.0
将来負担比率	39.3	44.4	350.0

*実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和5年度決算の実質赤字比率は、前年度と同じく、－％（黒字）となっており、財政の状況は、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度決算の連結実質赤字比率は、前年度と同じく、－％（黒字）となっており、財政の状況は、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和5年度決算の実質公債費比率は、前年度と比較すると、0.2ポイント減少して8.5%となっている。早期健全化基準の25.0%を下回っており、良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

令和5年度決算の将来負担比率は、前年度と比較すると、5.1ポイント減少して39.3%となっている。早期健全化基準の350.0%を下回っており、良好な状態にあると認められる。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された資金不足比率について、経営健全化審査を実施したので、次のとおり意見を述べる。

令和6年9月25日

柳井市監査委員 原 澤 源 一

柳井市監査委員 藤 沢 宏 司

令和5年度 柳井市公営企業会計（水道事業）経営健全化審査意見書

1 審査の対象

令和5年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年8月21日から令和6年9月13日まで

3 審査の実施内容及び着眼点

審査に当たっては、柳井市監査委員監査基準に準拠し、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを着眼点として実施した。

4 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、それぞれ関係法令に準拠し、その計数は正確であり、いずれも適正なものと認められた。
なお、資金不足比率は、下表のとおりである。

（単位：％）

会 計 名 （地方公営企業法適用）	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

*資金不足がない場合は、「—」を記載している。

（2）個別意見

令和5年度決算に基づく資金不足比率は、－％（黒字）となっており、経営の状況は良好な状態にあると認められる。

令和5年度 柳井市公営企業会計（下水道事業）経営健全化審査意見書

1 審査の対象

令和5年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年8月21日から令和6年9月13日まで

3 審査の実施内容及び着眼点

審査に当たっては、柳井市監査委員監査基準に準拠し、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを着眼点として実施した。

4 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、それぞれ関係法令に準拠し、その計数は正確であり、いずれも適正なものと認められた。
なお、資金不足比率は、下表のとおりである。

（単位：％）

会 計 名 （地方公営企業法適用）	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0

*資金不足がない場合は、「—」を記載している。

（2）個別意見

令和5年度決算に基づく資金不足比率は、－％（黒字）となっており、経営の状況は良好な状態にあると認められる。